

■職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		小野町	県
一般行政職	大学卒	175,100円	181,800円
	高校卒	142,500円	146,900円
技能労務職	高校卒	136,200円	155,250円

■職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成23年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	247,200円	266,400円	375,200円
	高校卒	202,900円	213,300円	334,500円

■主な手当の種類とその内容

手当名	内 容
期末・勤勉手当 （一般職）	【期末手当】6月期 1.25月 12月期 1.30月 【勤勉手当】6月期 0.70月 12月期 0.65月 ※職制上の段階、職務の級などによる加算措置あり
扶養手当	【配偶者】13,000円 【配偶者以外】 1人6,500円（配偶者なしの場合1人目のみ11,000円） 【扶養親族のうち16歳から22歳までの子】 1人目5,000円加算
時間外手当	【平成23年度一般会計職員1人当たり年額】167,000円
住居手当	【借家、借間】27,000円上限
通勤手当	【公共交通機関利用者】 60,000円までは全額。60,000円を超えた場合、その超えた額の1/2の額を60,000円に加えた額 【自家用車等利用者（通勤距離2km以上）】 通勤距離に応じ2,300円～45,800円

■特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		内 容
給料	町 長	553,000円
	副町長	568,000円
	教育長	536,000円
報酬	議 長	307,000円
	副議長	245,000円
	議 員	225,000円
期末手当	町長・副町長・教育長	（平成22年度支給割合） 2.85月分
	議長・副議長・議員	（平成22年度支給割合） 2.85月分

※平成21年5月1日から平成25年3月22日まで  
は、条例月額から、町長の給料については30%を、  
副町長、教育長の給料については、10%を減額。

■休暇制度（平成23年4月1日現在）

区分	内 容
年 次 有給休暇	1暦年ごとに20日とし、最大20日の使用残日数を繰り越すことができる。
病欠休暇	負傷または疾病のため療養を要する場合、最小限必要と認められる期間
特別休暇 （主なるもの）	・産前8週間以内および出産後8週間以内 ・小学校就学前の子を看護する場合、1年に5日以内（2人以上の場合は10日以内） ・忌引のため勤務しないことが相当である場合、続柄により10日以内 ・夏季における家庭生活の充実などの場合、3日以内 ・ボランティア活動を行う場合、5日以内 ・骨髄移植に係る登録、提供を行う場合、必要な期間 ・公民権を行使する場合、必要と認められる期間
介護休暇	近親者の介護をする場合、6月以内

■職員の分限処分と懲戒処分の状況

分限処分…1件（休職）  
懲戒処分…0件

■職員のサービスの状況

サービス義務違反および営利企業等従事違反…0件

■職員研修の状況

ふくしま自治研修センター研修…7講座21人  
東北六県市町村中堅職員研修（2カ月間）…1人

■勤務成績の評定の概要

職員の資質向上、指導監督の有効な指針、公平な人事行政執行のため勤務評定実施規程に基づき、年に1回、11月に職員の勤務評定を実施しています。

■年次休暇の状況（平成23年1月1日から平成23年12月31日まで）

総付与日数 （A）	総使用日数 （B）	対象職員数 （C）	平均取得日数 （B÷C）	取得率 （B÷A）
2,465日	273日	63人	4.3日	11.07%

※対象職員は、平成23年1月1日から平成23年12月31日までの全期間を在職した一般職員（町長部局）で、当該期間の中途に採用された者および退職した者、ならびに当該期間中に育児休業、休職、派遣勤務した者を除く。